

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会（第3回）-議事要旨

日時：平成27年12月10日（木曜日）13時00分～15時00分

場所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

出席者

電力基本政策小委員会委員

山内小委員長、横山小委員長代理、石村委員、大山委員、松村委員、村上委員、村松委員、四元委員、渡辺委員

オブザーバー

株式会社エネネット 武田代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長

経済産業省

多田電力・ガス事業部長、岸電力取引監視等委員会事務局総務課長、稲邑総合政策課需給政策室長、松山新エネルギー対策課長、畠山電力・ガス事業部政策課長、安永電力基盤整備課長、江澤電力需給・流通政策室長、浦上原子力政策課長、小川電力市場整備室長 他

議題

1. 小売全面自由化に向けた検証
(1) エネルギー基本計画の施行の状況について（省エネルギー、再生可能エネルギー、化石エネルギー、原子力に係る施策の実施状況）
(2) 小売全面自由化に向けた検証の総括について
2. 優先給電ルールの見直しについて
3. 再生可能エネルギー固定価格買取制度における買取義務者の変更について

議事概要（自由討議含む）

1. 小売全面自由化に向けた検証

(1) エネルギー基本計画の施行の状況について（省エネルギー、再生可能エネルギー、化石エネルギー、原子力に係る施策の実施状況）（資料3）

（委員等意見）

- ・ 自由化後も、省エネ対策やCO₂削減に取り組む必要があり、それには企業努力が必須となる。各社このような自社努力を、CSR報告書や省エネへの取組という形で企業価値として対外アピールしている。これらを一般の方にわかりやすくアピールする仕組みを作ってはどうか。例えば、現時点では企業の私的な取組であるサステナビリティ報告について少し強制力を高める、優れた取組をしている企業への認定制度の実施などが考えられる。
- ・ 一般企業は以前から省エネに取り組んでおり、これ以上の削減は厳しい。目標達成のためには民生部門の省エネが重要。家庭向け省エネ対策の強化が必要ではないか。
- ・ P19に示されているエネルギーミックスは妥当な目標。ただし、企業に対して目標達成を義務づけるのであれば、トレーディングについてもあわせて実施いただきたい。例えば、RPS法のようなものの整備が必要。

(2) 小売全面自由化に向けた検証の総括について（資料4-1、4-2）

（委員等意見）

- ・ システム改革を成功に導くにはいくつかの条件がある。その中でも特に重要なのが、足下の需給安定と原子力の事業環境整備。1点目の需給安定については、今冬も節電要請を実施しており、安定にはほど遠いが、少しずつ改善に向かっている。原発についても、安全確保のうえ順次再稼働を行っていきたい。2点目については、現在、国の委員会等で精力的に検討を進めているところではあるが、来年4月までにすべての課題が解消することは困難である。引き続き精力的に検討を進め、早急に必要な措置を整えてほしい。

- 再エネ導入に伴う調整力としての火力の役割について、再エネ導入を健全に進めていくためには、再エネの建設から廃棄に係る費用、再エネのバックアップとしての火力の維持費等のコストを算定し、それらを回収できるような制度の設計が必要。どのように回収を行うのか、これらの費用は誰がどのように負担していくのか等の検討を進めてほしい。
- 資料4-2の3. 検証結果（まとめ）の（1）について、競争条件の改善措置を講じる必要はないとあるが、実際に競争環境の監視が必要になるのはこれからである。法律上の「著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合」ではないため、現時点では改善措置は不要という書きぶりになったのだと思うが、記載を工夫してはどうか。
- 広報は官民一体となってしっかり行っていく必要がある。他方で官と民とでは役割の違いがあると考えている。官は制度づくりと、混乱が生じないよう事実関係（例：手続きせずとも電気供給が停止することはない等の情報）をしっかりと周知していくことが重要。ただ、多額の政府予算をかけて広報をするということではない。
- 需給改善に向けて最大限努力をしていくことについて、様々な場でその旨発言があり、国民は安心。ただ、原発が再稼働しても、代わりに老朽火力が停止していくということでは需給改善にはならない。一定期間は責任を持って保持してほしい。
- 小売電気事業者の事前登録は順調に進んでいるが、外資系企業はない。外資系企業の参入は法的に排除されていないが、事実上まだ参入がない。日本の電気事業への参入は国際的に経済合理性・競争力があるのか、加えて、外資系企業が参入してきた際の安全保障上の問題などについて、自由化開始までに整理しておく必要があるのではないかと。国内のみの自由化では真の国際競争には勝てない。
- 小口需要家を相手にすることから、実際の事業参入は難しいかもしれないが、ノウハウ供与という形で外資系企業が進出してきているという話は個別に聞いている。今後、新電力のパートナーという形で外資系企業が参入してくるのではないかと考えている。
- 海外からの関心は高い。4月までの整理は難しいかもしれないが、今後検討が必要。

（事務局）

- 法的に排除していないが、外資系企業の参入は現時点ではない。今回の自由化で8兆円の市場が一斉に開放されるというのは、これまで例をみない状況。個別に聞くところでは、海外の関心は非常に高く、国内に拠点を構え準備中という企業の話も聞かきし、参入は時間の問題と思われる。これらについては、年明け以降の議論としたい。

2. 優先給電ルールの見直しについて

（委員等意見）

- 抑制指令順位の見直しについては妥当と考える。ただ、運用フロー図が複雑。スムーズな系統運用が出来るように簡素化が必要。ルール厳守は基本だが、実運用を優先してほしい。
- P3の注5で、オンライン調整が可能だが、一般送配電事業者がオンライン指令をする契約をしない場合には、オンラインでの調整ができない火力発電等（電源III）に含まれるとあるが、将来の調整力を考えた際には、惜しい電源である。
また、P11の今後に向けての主な論点(2)の、電源IIIからオンライン調整可能な火力発電等（電源II）への変更を促す仕組みの必要性については、注2のとおり設備導入が必要となるが、この設備導入によりゲートクローズ後の実運用までの間の調整力になることを考えると、蓄電池等で出力抑制に対応するよりもコストメリットがあるのではないかと。電源IIIから電源IIへの移行を促進すべきである。
- 供給力だけでなく調整力が重要。蓄電池ではなく、なるべく他の電源の出力抑制を活用すべき。電源IIIから電源IIに移行させる取組は非常に重要。
また、P3の抑制指令順位のイメージについて、aのオンライン調整可能な火力発電等とbのオンラインでの調整できない火力発電等の順番は必ずしもこの順番でなくてもよいのではないかと。事前に需要予測が出来る場合にはbから停止することを可能にすれば、緊急時等に運用しやすくなるのではないかと。
広域ネットワークこそが自由化最大のメリットである。系統運用はしっかりやっていただきたい。
- 出力抑制をしにくい電源がよりコストを負担し、出力抑制しやすい電源が優位になる仕組みを長期的に検討していくべき。そうしなければ様々なところでインセンティブが弱まる。
- 電源IIIから電源IIの移行について、オンライン化を義務づける場合、新設と既存設備への義務づけについては、新設と後付けでコストが異なる場合、発電事業者に全て負担させるのかどうかは考える必要がある。差分は一般送配電事業者が託送料金等を用いて負担するといった考え方もある。その点を検討しなければ電源IIIから電源IIへの移行は進まない。
- 小売電気事業者はゲートクローズまでの1時間単位で需給調整をすることになるが、市場に厚みがなければ、これらの調整は成り立たない。市場を活性化させる仕組みを検討してほしい。また、P10の費用精算ルールについて、電源I及び電源IIの調整単価については送配電事業者と発電事業者の相対契約ではなく、第3者が調整出来る仕組みを検討してほしい。
電源IIIから電源IIへの移行については、設備投資コスト分のメリットが得られる仕組みを検討してほしい。P4によると、電源IIと電源IIIでは料金精算方法が異なるため、それが移行の障害にならないような仕組みを検討してほしい。

3. 再生可能エネルギー固定価格買取制度における買取義務者の変更について

（委員等意見）

- 買取義務者については送配電事業者が妥当と考える。送配電買取における小売電気事業者の引渡し方法については市場経由が基本ということだが、そのケースを取ったドイツでは、市場価格が下落し、回避可能原価より低くなるという事態に陥り、2014年に法改正を行った。まずはこの形で開始し、何かあった際には柔軟に修正していくことが重要。

総括

(事務局より)

- 本日議論いただいた小売全面自由化に向けた検証については、いただいた意見を踏まえたうえで、政府としての検証結果を年内に取りまとめ、公表する予定。
- 本小委員会については、次回は年明け1月下旬から2月頃の開催を予定。小売全面自由化に向けた進捗状況を確認すると共に、新たな電力取引市場の設計や競争力強化に向けた国際展開などの今後の検討課題について議論いただく予定。

以上

関連リンク

[電力基本政策小委員会の開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 政策課 電力市場整備室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8591

最終更新日：2015年12月17日